

設計		校合		リーダー		所長		副課長		課長	
----	--	----	--	------	--	----	--	-----	--	----	--

設 計 書
 令 和 8 年 度 業 務 委 託
仕 様 書

- 1 委 託 名 資源化センター放射能濃度測定業務委託
- 2 委 託 場 所 川越市大字鯨井782番地3
- 3 実 施 額 _____ 円 (但し、委託価格 _____ 円)
- 4 変 更 実 施 額 _____ 円 (但し、委託価格 _____ 円)
- 差 引 増 減 額

5 委託大要、起工・変更理由

委 託 変 更 の 大 要	
委 託 の 大 要	放射能濃度測定一式 排ガス、ばいじん(溶融飛灰)、溶融スラグ、不適物、放流水測定
変 更 理 由	
起 工 理 由	「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射能による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づく測定を行うことにより施設の適正な維持管理を図る。

本 業 務 内 訳 書

費 目	工 種	種 別	細 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
分析・測定費								
	事前調査費			1	式			
	現地採取			20	回			
	基礎項目測定・分析	ガス量・組成分析・含水率等		20	検体			
	放射性物質濃度	排ガス		20	検体			
	放射性物質濃度	ばいじん		12	検体			
	放射性物質濃度	熔融スラグ		12	検体			
	放射性物質濃度	熔融不適物		12	検体			
	放射性物質濃度	放流水		12	検体			
直接経費	測定器具損料			20	回			
	車両費等			20	回			
報告書作成費				1	式			
直接委託費計								
諸経費				1	式			

資源化センター放射能濃度測定業務委託

仕様書

川 越 市

環境部環境施設課

1. 目的

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき、排ガス、排水、固化物及びスラグにおける放射性濃度の測定を行い、これらの現状を把握するとともにごみ処理施設の維持管理等に資することを目的としており、川越市（以下「発注者」という。）が受注者へ委託する業務の必要事項を定めるものである。

2. 対象施設

対象施設の概要は、以下のとおりである。

施設の名称	川越市資源化センター熱回収施設 (川越市大字鯨井782番地3)
	流動床式ガス化溶融炉
能力	・処理能力：265 t/日 (132.5 t/日×2炉) ・煙突高さ：90m

3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月30日まで

4. 測定対象等

測定対象、測定頻度、検体数、測定項目及び測定方法は別表－1に示すとおりとする。

5. 支払い

完了払い

6. 業務着手前提出書類

受注者は、業務着手前に以下の書類を指定様式により提出すること。

- (1) 委託業務実施計画書
- (2) 管理技術者等通知書
- (3) 業務従事者名簿（施設の防犯上必要なため）
- (4) その他指定のあるもの

7. 責任者の指定

受注者は、業務着手前に業務連絡の中心となる責任者を指定し、発注者に報告しなければならない。

8. 実施基準

- (1) 現場の状況を確認し、安全かつ効率的に試料採取ができるよう準備し、試料採取の実施に当たっては、事故防止に努め発注者の業務に支障のないよう行うこと。
- (2) 検査に従事するものは、十分な経験を有するものを当たらせること。
- (3) 6. の(1)は、あくまでも計画書であって、実施日については施設の運転計画等により変更はありえるので、各月の初めに発注者の施設担当者と協議し実施日を決定すること。
- (4) 実施に当たっては、環境省「廃棄物関係ガイドライン」の「第5部 放射能濃度等測定方法ガイドライン」(最新の改訂版)によること。

9. 負担区分

器材等に係る費用はすべて受注者の負担とし、用水及び電力については発注者の業務に支障をきたさない範囲内で無償供給する。

10. 報告書の提出

受注者は、分析完了後、以下の報告書を提出すること。

(1) 委託業務実施報告書(指定様式)

分析実施後、(2)の報告書と同時に提出する。

(2) 分析結果報告書

①分析実施後、その結果を記載した報告書(A4判に製本する。)2部と電子データ1部を提出する。

②報告書記載項目については、以下のとおりとする。

A. 共通記載事項

- ・業務委託の名称
- ・受注者の社名、代表者名(押印)、所在地、電話番号
- ・施設名及び検体名
- ・検体採取年月日及び証明年月日
- ・環境計量士氏名(押印)
- ・測定機器、測定方法、単位、検出限界濃度
- ・規制値等がある場合は、これを併記し対比できるように表示する
- ・その他指定があるもの

B. 特別記載項目

- ・排ガス測定-----別紙-1
- ・ばいじん(溶融飛灰)、溶融スラグ、不適物測定-----別紙-2
- ・測定結果の速報値は、試料採取日から10日以内にFAX等にて報告とする。

(3) 写真

試料採取等の写真撮影を実施し、上記報告書とともに提出すること。

また、写真の電子データも提出のこと。

(4) その他指定のあるもの

11. その他事項

- (1) 本仕様書に規定されていない事項については、発注者、受注者協議の上実施すること。
- (2) 受注者は、本業務の履行上知り得た事項を他に洩らしてはならない。
- (3) 受注者は、業務を遂行するに当たり、建物、設備、機器等に損傷を与えないよう十分に注意し、万一損傷の場合は発注者の責に帰する場合を除き、その賠償の責を負うこと。
- (4) 受注者は、業務の実施に当たり発注者と十分な打ち合わせの上行い、その指示に従うこと。また、この打ち合わせの会議録を作成し提出すること。
- (5) 受注者は、川越市環境方針を理解し協力すること。
- (6) 受注者は、「川越市の施設における受動喫煙対策に関する基本方針」に基づき、資源化センター敷地内全面禁煙を守ること。
- (7) この仕様書は、委託業務の概要を示すものであるが〔環境省が作成した「放射能濃度等測定方法ガイドライン」に準拠した放射能濃度測定が行えること〕、受注者は現場の状況に応じ業務の性質上当然必要なことは、ここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行うこと。
なお、ガイドライン等逐次変更がある場合は、最新の方法により行うこと。
- (8) この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象になる場合には、経過措置が優先して適用される。
- (9) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。

別表－1 測定項目等

測定対象	測定頻度	検体数	測定項目	測定方法
排ガス	年20回	20検体*	放射性物質 セシウム 134 セシウム 137	ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線 スペクトロメトリー（平成4年文部科学省） に準拠した方法
放流水	年12回	12検体		
ばいじん （溶融飛灰）	年12回	12検体		
溶融スラグ	年12回	12検体		
不適物	年12回	12検体		

*：排ガス2炉については、令和7年度運転計画により測定を行う。

以下の月で予定しています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1系		○	○	○		○	○	○	○
2系	○	○		○	○	○	○	○	○

	1月	2月	3月
1系	○	○	○
2系	○		○

排ガス試料採取方法

排ガス試料の採取方法は、排ガス試料採取の装置概略を図-1に、試料ガス採取装置の仕様及び吸引条件を表-1に示す。

採取した試料は分析室に持ち帰り、ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトル法で分析を行う。なお、分析はろ紙部、ドレン部の各々について行う。

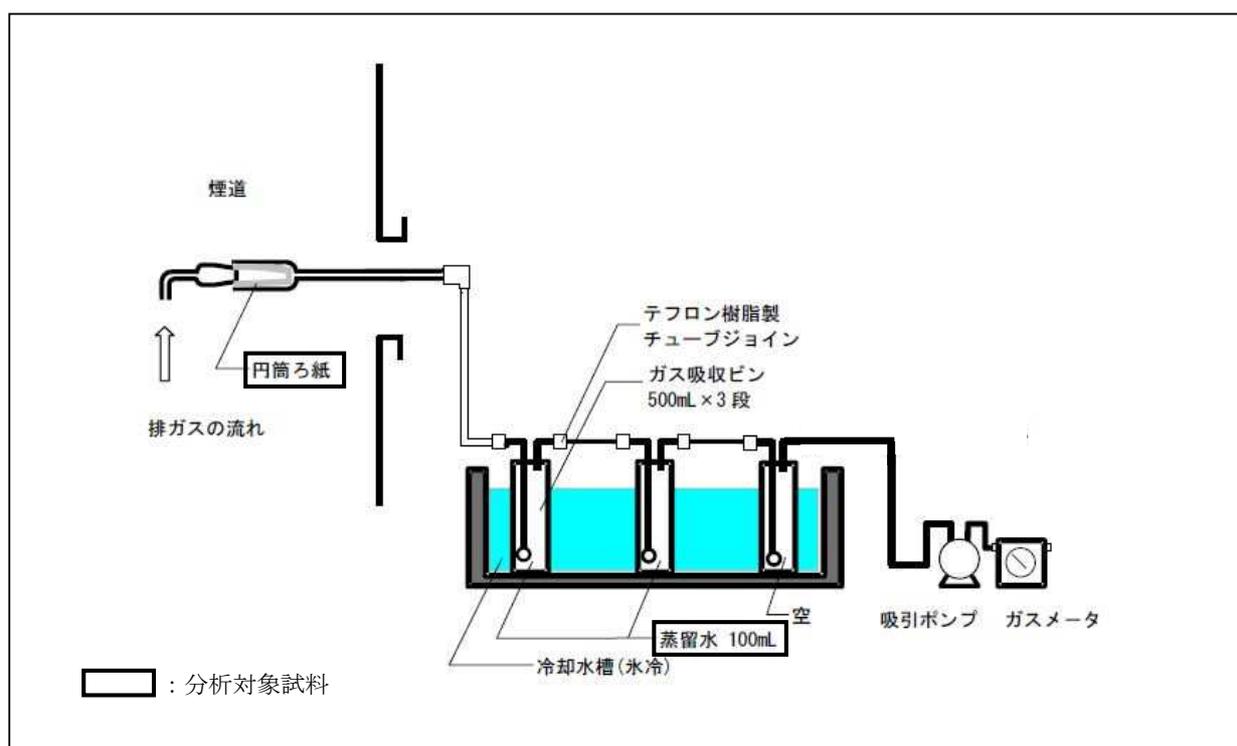


図-1 排ガス試料採取の装置概略

表-1 試料ガス採取装置の仕様及び吸引条件

備品等	仕様	吸引条件
ガラスノズル	硬質ガラスあるいは石英ガラス製	15L/min 以下×240 分 採取ガス量：合計 3000L 程度
円筒ろ紙	アドバンテック No.88R (石英ろ紙)	
吸収瓶	硬質ガラス製 500mL×3 本	
吸収液	蒸留水 100mL×2 本 (3 本目空瓶)	

※ 等速吸引条件の設定のため、試料採取前に基礎項目（排ガス温度、ガス組成、水分量、全圧、動圧等）測定を行う。

基礎項目測定で得た結果から、平均流速に近い測定点を選定し、試料ガス採取装置を組んで等速吸引条件で試料採取を開始する。

ばいじん（溶融飛灰）、溶融スラグ、不適物試料採取方法

試料採取は目的や現場及び試料の状態から代表性に配慮して行う。試料採取の仕様を以下に示す。

- ①試料の採取はインクリメントスコップ等を使用する。
- ②堆積された試料の場合は、代表性を確保できるように離れた4箇所以上から採取する。試料がコンベヤ等で流れている場合は、調査単位の移動中に一定時間間隔で4回以上採取する。
- ③採取した試料を必要に応じて粉碎した上で、おおむね同じ重量ずつ1つの容器（チャック付きのビニール袋でよい）に入れ、よく混合する。
- ④測定用試料採取量は、合計で500g～1kg程度とする。
- ⑤試料は含水率を測定し、乾燥重量ベースで報告できるようにしておく。含水率測定にあたっては目安レベルであれば5g程度の試料量で差し支えない。

ゲルマニウム半導体検出器による分析の条件を表-2に示す。

表-2 ばいじん（溶融飛灰）、溶融スラグ、不適物試料の分析条件

前処理	試料容器	測定時間	検出下限	備考
なし又は破碎	U-8容器	2,000秒	10～30B q/kg	検出下限値は試料密度により変動する。また、放射能を含む試料はコンプトン散乱の影響により検出下限値は高くなる。